

**令和5年度 松戸市病院事業職員採用試験受験案内
(職務経験者 (第4回))**

松戸市病院事業では、令和6年度採用予定者を次のとおり募集します。

1 試験区分・募集人数・主な職務内容

試験区分		募集人数	符号	主な職務内容
行政職	事務職 (医師事務作業補助者)	若干名	A	医師の事務作業補助 (診断書・診療情報提供書等の文書作成補助業務、電子カルテへの代行入力業務、外来診療補助業務、医療の質向上に関する業務等) ※ 複数年勤務した後に、事務職と同じ課に配属され、同じ職務に従事する場合があります。
	事務職 (診療情報管理士)	若干名	B	診療情報データ分析、診療報酬請求事務(入院)、DPC確認、その他診療情報管理業務 ※ 事務職と同じ課に配属され、同じ職務に従事する場合があります。
	事務職 (上級)	若干名	C	病院運営にかかる職務全般 (医事関係業務(診療報酬請求事務(入院)等)、医師事務作業補助業務、医療情報システム、経理・財務、地域連携、医療機器・医薬品等購入、施設管理、経営企画、広報、総務、人事)
	事務職	若干名	D	病院運営にかかる職務全般 (医事関係業務(診療報酬請求事務(入院)等)、医師事務作業補助業務、医療情報システム、経理・財務、地域連携、医療機器・医薬品等購入、施設管理、経営企画、広報、総務、人事)
	技術職電気	若干名	E	建築物・施設等の電気設備の設計・保守管理に関する職務等、専門技術や経験を活かせる職務 ※ 事務職と同じ課に配属され、同じ職務に従事する場合があります。
	技術職機械	若干名	F	建築物・施設等の機械設備の設計・保守管理に関する職務等、専門技術や経験を活かせる職務 ※ 事務職と同じ課に配属され、同じ職務に従事する場合があります。

- ◆ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する方は受験できません。
- ◆ 松戸市病院事業での採用となるため、松戸市役所等の市の機関への異動はありません。

2 受験資格 ※ 次の(1)から(5)までの各職種について、それぞれ①及び②を満たすこと。

(1) 事務職（医師事務作業補助者）：符号A

- ① 採用日現在45歳以下の人
 - ② 厚生労働省が定める32時間以上の基礎研修を受講していて、医師事務作業補助者としての職務経験が令和5年12月31日現在で、3年以上ある人
- ※ 職務経験…診断書等の文書作成補助、診療記録への代行入力、医療の質の向上に資する事務作業（診療に関するデータ整理、院内がん登録等の統計・調査、教育や研修・カンファレンスのための準備作業等）、入院時の案内等の病棟における患者対応業務及び行政上の業務（救急医療情報システムへの入力、感染症サーベイランス事業に係る入力等）への対応

(2) 事務職（診療情報管理士）：符号B

- ① 採用日現在45歳以下の人で、大学、短期大学、学校教育法による高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（専門学校）を卒業した人
 - ② 診療情報管理士（四病院団体協議会及び医療研修推進財団）の登録を受けていて、その資格に関する職務経験が令和5年12月31日現在で、3年以上ある人
- ※ 職務経験…診療情報管理業務・医事関連業務
（診療録管理、監査・DPC 関連・データ分析・診療報酬請求事務（入院）等）

(3) 事務職（上級）：符号C

- ① 採用日現在45歳以下の人で、大学を卒業した人
 - ② 病院運営に必要な職務経験が令和5年12月31日現在で、3年以上ある人
- ※ 職務経験…医事関係業務（入院会計（DPC）・診療報酬関係・医師事務作業補助業務、施設基準の届出・医事統計作成等）、医療機器や医薬品等の購入、医療情報システムの構築・運用・保守、経営企画、財務・経理、広報、人事（労務）
- ※ 職務経験は病院での経験に限らず、官公庁や一般企業等での経験も対象となります。職務内容によって受験資格に該当するか確認いたしますので、不明な点がある方は問合せ先までご連絡ください。

(4) 事務職：符号D

- ① 採用日現在45歳以下の人 ※ 大学を卒業した方は対象外です。
 - ② 病院運営に必要な職務経験が令和5年12月31日現在で、5年以上ある人
- ※ 職務経験…医事関係業務（入院会計（DPC）・診療報酬関係・医師事務作業補助業務、施設基準の届出・医事統計作成等）、医療機器や医薬品等の購入、医療情報システムの構築・運用・保守、経営企画、財務・経理、広報、人事（労務）
- ※ 職務経験は病院での経験に限らず、官公庁や一般企業等での経験も対象となります。職務内容によって受験資格に該当するか確認いたしますので、不明な点がある方は問合せ先までご連絡ください。

(5) 技術職電気：符号E、技術職機械：符号F

- ① 採用日現在45歳以下の人で、大学を卒業した人（試験区分の専門課程を修了していること）
- ② 試験区分に対応する設計・施設管理に関する職務経験が令和5年12月31日現在で、3年以上ある人

※ 「職務経験」について

- ◆ 「職務経験」には、1週間当たり35時間以上の勤務を1年以上継続して就業していた期間が該当します（1ヶ月未満の期間がある場合は、30日を1ヶ月として計算します。）。
- ◆ 休職・休業期間（育児休業、介護休業等）は、職務経験期間に含めることができません。
- ◆ 最終合格発表後、職務経験年数等の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。
職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、就業期間、就業規則等で定められた1週間当たりの勤務時間、職務内容等の記載が必要です。

3 採用日 令和6年4月1日以降

4 受験手続 郵送での申込のみとなりますので注意してください。

(1) 必要書類

- ① 松戸市病院事業 職員採用試験受験申込書(職務経験者用)(松戸市病院事業指定様式)
- ② 履歴書(松戸市病院事業指定様式)
- ③ エントリーシート
- ④ 受験票返送用封筒
 - ・ 長形3号(12cm×23.5cm)の封筒(サイズ指定)をご用意ください。
 - ・ 封筒には、返送先郵便番号・住所・氏名を記入し、434円分の切手を貼付してください。
 - ・ 氏名の後に「様」と記入してください(「行」、「宛」等は記入しないでください。)
- ⑤ 医師事務作業補助者を受験する場合、32時間以上の基礎研修修了証の写し
- ⑥ 診療情報管理士を受験する場合、診療情報管理士認定証の写し

※ 提出書類①②は消すことができない黒インクまたは黒ボールペンを使用し、全て本人が記入してください。また、③はダウンロードをしてWordで作成してください。

※ 受験票及び履歴書には、必ず同じ写真(縦4cm×横3cm)を貼付してください。

※ 提出書類①②③は松戸市立総合医療センターホームページからダウンロードできます。

(2) 募集期間

令和6年1月12日(金)～令和6年1月31日(水)(期間内必着)

(3) 受験票の交付

受験票は、受験票返信用封筒に入れ、令和6年2月5日（月）頃に簡易書留で郵送します。令和6年2月8日（木）までに受験票が届かない場合は、問合せ先までご連絡ください。

(4) 注意事項

- ① 書類に不備等があった場合、受験できないことがありますのでご注意ください。
なお、記載事項に正しくないことが判明した場合は、合格取消となります。
- ② 今年度、同一職種を受験されている方は応募できません。
- ③ 同一試験日における複数の試験区分の申込及び申込後の試験区分の変更はできません。

5 第1次試験の日程等

- (1) 試験実施日 令和6年2月12日（月・祝）午前9時00分から
※ 詳しい試験時間は、受験票返送時にお知らせします。
※ 試験実施日の変更はできません。
- (2) 試験内容
 - ① 択一式教養試験（文書読解能力、数的能力、判断推理能力）
※ 知識の量ではなく、基礎的な能力及びその応用力を問う内容
 - ② 小論文
 - ③ 適性検査
- (3) 試験会場 松戸市立総合医療センター 会議室（2階）
〒270-2296 千葉県松戸市千駄堀 993 番地の1

※ 第1次試験の合否は、令和6年2月22日（木）頃に文書で本人に発送します。

6 第2次試験の日程等

第2次試験 第1次試験合格者に文書で通知します。

- (1) 試験実施日 令和6年2月28日（水）から令和6年3月1日（金）までの間で指定する日
※ 試験日時は第1次試験合格者にお知らせします。
- (2) 試験内容 個人面接等

※ 第2次試験の合否は、令和6年3月7日（木）頃に文書で本人に発送します。

7 不合格者への試験結果の開示について

受験者本人が、受験票及び運転免許証等の本人を確認できる書類を持参のうえ、直接お越しください。なお、電話・はがき等による請求及び代理人による請求では、開示することはできません。

開示対象者	開示内容	開示期間
第1次試験不合格者	順位及び総合得点	第1次試験結果通知発送日から1ヶ月間
第2次試験不合格者	順位及び総合得点	第2次試験結果通知発送日から1ヶ月間

8 勤務時間・休暇等（令和5年4月1日現在）

病院企業職員就業規則等により定められています。

- (1) 身 分 正規職員（地方公務員）
- (2) 勤務時間 原則として1週間につき38時間45分、1日7時間45分
- (3) 休暇制度 年次有給休暇及び結婚・出産・忌引等の特別休暇があります。
- (4) そ の 他 育児休業制度、介護休業制度、地方公務員等共済組合法による給付等の共済制度等があります。

9 給与

松戸市公営企業職員の給与の種類及び基準に関する条例等に基づき支給します。

- (1) 初任給は、職歴に応じて一定の基準により決定します。
一般企業等で正規の事務職員として勤務し、その後に採用された場合、令和5年4月における初任給（地域手当を含む。）は、次のとおりです。

正規の職務経験年数	大学卒	短大卒
5年	231,880円	225,940円
10年	246,950円	241,120円
15年	262,900円	248,710円

- (2) 正規の事務職員としての職務経験のうち病院等での勤務については、一般企業等より高い基準で算定される場合があります。
- (3) 上記のほかに、通勤手当、住居手当、扶養手当、期末勤勉手当(賞与)、その他実績に応じた手当（時間外勤務手当等）等が支給されます。
- (4) 今後の給与改定の状況によっては、初任給等の額が変動します。

【お問合せ先】

〒270-2296 千葉県松戸市千駄堀 993 番地の1
松戸市病院事業 事務局人事課

TEL 047-712-0715

E-MAIL mchjinji@city.matsudo.chiba.jp

HP <https://www.city.matsudo.chiba.jp/hospital/>